

令和3年度

東北地区知的障害者福祉協会

定時総会資料

日時 令和 3年 6月 11日 (金)

14:40~16:00



東北地区知的障害者福祉協会

# 目 次

資料名	ページ数
東北地区知的障害者福祉協会定時総会 次第	1
第1号議案提案書	2
令和2年度事業報告	3
令和2年度会議研修報告	4
政策委員会報告	6
研修委員会報告	8
人権・倫理委員会報告	9
人権養護に関する職員組織アンケート	10
令和2年度決算書	12
監査報告書	13
第2号議案提案書	14
令和3年度事業計画（案）	15
令和3年度会議研修計画（案）	16
政策委員会活動計画（案）	17
研修委員会活動計画（案）	18
人権・倫理委員会活動計画（案）	22
災害対策委員会活動計画（案）	23
令和3年度予算書（案）	24
資 料	
児童発達支援部会報告	25
障害者支援施設部会報告	26
日中活動支援部会報告	27
生産活動・就労支援部会報告	28
地域支援部会報告	29
相談支援部会報告	30
役員名簿	31
委員会名簿	32
東北フォーラム実行委員会名簿	33
会則	34

# 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会定時総会

## 次 第

日 時 令和 3年 6月11日(金)  
14:40~16:00

1. 開 会
2. 会長あいさつ・中央情勢報告
3. 議長選出(会則第17条)
4. 議 事
  - (1) 第1号議案
    - ・令和2年度東北地区知的障害者福祉協会事業報告及び収支決算報告について
    - ・監査報告
  - (2) 第2号議案
    - ・令和3年度東北地区知的障害者福祉協会事業計画(案)及び収支予算(案)について
  - (3) 令和3年度 理事・委員長紹介
  - (4) その他
5. 閉 会

第1号議案

令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会

事業報告及び収支決算報告について

— 提案理由 —

令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会事業報告書並びに収支決算の承認について、会則第20条第2項の規定に基づき提案します。

## 令和 2 年度東北地区知的障害者福祉協会 事業報告

### 総 括

新型コロナウイルスの感染が拡大し当初予定していた計画は実施が困難となった。  
会員事業所内においても陽性者が発生したため特に集合しての会議、研修等は制限せざるをえなかった。  
その中で特に後期においてウェブ環境が整うにつれて各委員会、役員会等が開催可能となった。  
国においては障害福祉サービス等報酬改定が行われ東北協会としての要望を日本協会に提出した。  
ジェーアイシーの提案によるオンラインで新型コロナウイルスに対応する BCP 計画の研修を実施した。



2/1	日本知的障害者福祉協会と東北地区会との意見交換会	19名
	①中央情勢報告 ②東北地区における現状報告 ③意見交換	
2/8	令和2年度第1回研修委員会 Webによる開催	7名
	①中央情勢報告 ②令和2年度研修について <ul style="list-style-type: none"> <li>・各県での研修実施状況</li> <li>・東北地区会として</li> </ul> ③令和3年度研修について ④その他 意見交換	
2/15	令和2年度第1回人権・倫理委員会 Webによる開催	8名
	①中央情勢報告 ②令和2年度活動内容について <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度人権擁護に関する職員組織アンケートの実施について</li> </ul> ③令和3年度活動計画について ④その他 意見交換	

## 令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会政策委員会活動報告

厚生労働省は令和2年度に次期障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングを終えた後、報酬改定検討チームは令和3年度に向け改定をしました。日本知的障害者福祉協会も8月7日に意見書等を団体ヒアリングで報告しました。

10月9日には、事前に東北6県のそれぞれの次期報酬改定に向けた意見を集め、東北各県政策委員長の皆様からの意見を求める依頼文を出し、東北6県のご意見を下記の通りまとめ、第1回の日本知的の政策委員会に提言しました。その後、令和2年12月15日東北地区知的障害者福祉協会第1回政策委員会（Web会議）を開催し、令和3年度の報酬改定についてや各県の状況、及び意見交換を行った。

日本知的障害者福祉協会は新型コロナウイルスの影響を受けて、令和2年度第1回の政策委員会（Web会議）は令和2年10月26日に開催されました。その後、令和3年3月まで5回の政策委員会を行い、日本知的の政策委員会にて協議して、厚生労働省と協議及び提言を行いました。

令和3年度の報酬改定の主な内容のとして①令和3年度の報酬改定率は+0.56%②障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化、食事提供加算や送迎加算の経過措置の継続等がなされた。

今後も、東北の各事業所や地方会での実践や活動を裏付けとして、日本知的協会と協同して、国や地方の制度が動いていくような提言をしていく。

### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた意見

#### 【 東北6県の意見 】（令和2年10月26日）

#### 【ポイントのテーマ2】 【その他テーマ6】

①記入の仕方 (1)テーマ (2)意見・提案を行う背景、論拠 (3)意見・提案の内容

#### 【1】

##### (1)テーマ

食事提供加算の児者共に恒久的な加算制度へ（横断的な事項）

##### (2)意見・提案を行う背景、論拠

- ①食事の栄養バランス、食に対する楽しみ、重度高齢化による食事形態の多様化に対応
- ②低所得者にとって経済的負担と利用抑制
- ③障害者への一市民としての所得保障がなされるまで加算必要

##### (3)意見・提案の内容

- ①利用者への個別に応じた食事提供を行っている。恒久的な加算制度にしてほしい。
- ②現在雇用している調理員の人件費に対して、事業所負担の増加による食事提供中止も生じうる。
- ③子どもの施設には、別の支援加算制度で補うことが大切である。
- ④経過措置の延長があった場合、現状の30単位の加算は維持して欲しい。
- ⑤経過措置の延長があった場合、食事提供形態の多様性の現状を理解してもらい、支援の質の維持が継続できるような、報酬単価を保障して欲しい。

## 【2】

### (1)テーマ

地域における移動手段と送迎の保障について

### (2)意見・提案を行う背景、論拠

- ①中山間地域等では交通機関が限られ、施設送迎なしに通所できない障害者がいる。
- ②市町村の地域生活支援事業の移動支援が事業所コストに見合わないとして低迷している。
- ③同じ送迎でも、長距離、降雪時期、添乗員、通院等多様な送迎パターンがある。

### (3)意見・提案の内容

- ①中山間地域での送迎は通所施設にとっては必須事業です。運営維持できる加算に戻して欲しい。
- ②全国の地域生活支援事業の移動支援の実態把握と格差是正のためのガイドラインの見直しを希望
- ③長距離、降雪、添乗員、通院等に対しての一定評価として加算設定も考慮して欲しい。

## 【3】

### (1)テーマ

- ①障害者支援施設での夜勤の職員体制の増員 60名の利用者に対して1名の職員ではできない
- ②GHでの通院介助が増えている、通院介助加算をつけて欲しい。GHの大規模化が増えている。本来の家庭的な雰囲気4～5人の小規模事業所への加算をつけて欲しい。
- ③相談支援事業の基本報酬が減額されたが、加算が取れない小規模の相談支援事業所が多くある、従って基本報酬の増額を望む。
- ④人材確保のために、職員の給与を一般企業の平均額と同等の賃金にできるように、報酬額を増額して欲しい。
- ⑤児童発達支援センターに1～2歳児が増えている、様々な対応が増えている。2歳児でも5歳児でも報酬単価が同様である。支援が必要な年齢に応じた人員配置ができるようにしてほしい。
- ⑥B型事業所には、障がいの重い方々や行動障害がある方も多く利用されている。多様な利用者に対して平均工賃で事業所の報酬を決定するのは不十分である。支援の質の要素を加えて欲しい。

## 令和2年度東北地区知的障害者福祉協会 研修委員会報告

### (1) 施設長・管理者等連絡協議会及び定期総会

6月10日11日、宮城県仙台市で開催予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

各地方会の総会も、多くが書面決議等で終了した県が多かった。令和2年は役員改選時期であったが、種別代表者会議も開催出来なかった。

### (2) 専門研修会

10月に青森県青森市で開催予定した専門研修会であるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。3年計画の内容であったため、継続開催を計画したが、中止となった。

### (3) 東北フォーラム2020 inやまがた

11月に山形県山形市で、6回目となる東北フォーラムの開催を予定した。6月23日、まだ県を越えての移動が可能であったため、開催予定会場である山形テルサの会場視察と、第1回実行委員会を開催した。東北フォーラムは体験型の研修会を中心とした集合研修による醍醐味を大切にしているため、何とか開催したいと話したが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。

### (4) 新型コロナウイルス対応 施設のBCPセミナーの開催

ほとんどの研修会が中止となっていたが、株式会社ジェイエイシー様よりお声がけいただき、オンラインセミナーを開催することができた。11月27日12月3日の2回、同じ内容で開催して頂いた。

前年度まだ新型コロナウイルスがなかった時期にBCP策定のための資料の提供を頂いた経緯もあり、今回のセミナー開催となった。

東北地区会の主催ではなかったが、KYT（危険予知トレーニング）開催頂いている。2日合計で、220名程の参加が得られた。

## 令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会

### 人権・倫理委員会事業報告

意思決定支援は知的障害者支援そのもの、あるいは人権擁護のための支援と言っても過言ではなく、人権が守られた不断の支援のベースとなるものであるとの考えと、東北知的障害者福祉協会の活動計画にもあるように、人権・倫理委員会の活動が中心となり、各県の取り組みと連携して、具体的な取り組みにつなげていく方向で次の事業を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大のため、各県での活動も軒並み開催出来なかった。年度ぎりぎりとなってしまったが、毎年実施しているアンケートは実施できた。

アンケートについては、今後も継続して実施したい。しかし結果を活用しても動きまでは、なかなかできていないため、次年度は結果を活用した、各県での活動に結び付けていきたい。

令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会  
人権擁護に関する職員組織アンケート集計表

(令和3年2月～3月) 実施

県名	宮城県	岩手県	青森県	秋田県	山形県	福島県
加盟数	135	101	190	89	84	114
回収数	97	71	113	58	46	83
回収率	71.9	70.3	59.5	65.2	54.8	72.8
1、人権擁護に関する職員組織						
①設置済み	69	46	99	48	35	76
②未設置	28	25	14	10	11	7
2、設置計画は						
①ある	19	12	10	5	9	2
②ない	9	13	4	5	2	5
3、設置予定は						
①今年度中	5	2	2	1	2	1
②2年以内	9	9	14	4	7	1
③上記以外何年以内	5	2	0	0	0	0
4、設置計画がないのは						
①必要性がない	5	4	3	0	2	1
②設置困難	4	8	0	5	0	4

## 令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会

### 人権擁護に関する職員組織アンケート

#### 【 集 計 結 果 の 考 察 】

#### 1. 回収率

令和元年度の回収率と比較してみると、昨年に 96.5%の回収率だった福島以外の5県は軒並み回収率が上がっている、青森県が20%近くアップしている。

回収率トップは、昨年に続き福島県で72.8%であった。続いて、宮城県の71.9%、岩手県の70.3%となっている。

#### 2. 人権擁護に関する職員の組織は

令和元年度と比べると設置済みの施設が東北6県で59事業所増加している。

「5.必要性がないのは何故ですか」の回答では

前回でも見られたように、苦情解決委員会・虐待防止委員会があるため、人権擁護の体制がとれているため、現在は設置を考えていないとの回答が寄せられている。

#### 3. 設置計画は

前回とは反対に、設置計画があると回答した施設が、設置計画がないと答えた施設を上回っている状況である。

##### ○必要性がないのは何故ですか

- ・苦情解決・虐待防止及び他の委員会で、人権擁護に関する検証・検討が行われているため、人権擁護委員会としての設置は考えていない。
- ・小規模事業所のため、毎月の会議・内部研修で人権擁護の周知を行っているため、設置は考えていない。
- ・人権擁護委員会は必要と思っているが、特に問題がないので設置していない。

##### ○設置困難な要因は何ですか

- ・職員が少なく業務量が多いため、人員配置上設置しても活動する余力がない。
- ・多くの課題があることから、今後の運営全体の在り方の中で検討する。
- ・必要性は感じているが具体的な取り組みまで至っていない。

#### 4. その他 特記事項がありましたら記載してください

- ・利用者の権利擁護について、考える機会を定期的に持つことができる。
- ・法人全体で権利擁護について、各施設・事業所の現状把握ができ問題や課題の検討ができる。
- ・今後、法人として委員会組織を現状のものと整理しつつ整備していく必要があると感じている。

## 令和2年度 東北地区知的障害者福祉協会収支決算書

〔収入の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
1. 会 費	3,830,000	3,856,500	26,500	令和元年度会費実績
会 費	3,830,000	3,856,500	26,500	青森県 887,800 円
青森県	898,000	881,050	△ 16,950	岩手県 608,650 円
岩手県	615,000	615,500	500	秋田県 557,550 円
秋田県	555,000	568,800	13,800	宮城県 700,650 円
宮城県	686,000	709,650	23,650	山形県 510,900 円
山形県	514,000	509,550	△ 4,450	福島県 570,300 円
福島県	562,000	571,950	9,950	3,835,850 円
2. 助成金	1,220,000	322,930	△ 897,070	地区助成金 202,930
日本知的障害者福祉協会	320,000	322,930	2,930	職員研修会助成 120,000
各県旅費助成金	900,000	0	△ 900,000	東北フォーラム中止のため
3. 雑収入	1,000	65,831	64,831	預金利子
雑 収 入	1,000	65,831	64,831	令和元年度分台風災害義援金
4. 繰越金	1,437,000	1,437,953	953	
前期繰越金	1,437,000	1,437,953	953	
収 入 合 計	6,488,000	5,683,214	△ 804,786	

〔支出の部〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
1. 会議費	500,000	26,003	△ 473,997	常任理事会、
会 議 費	500,000	26,003	△ 473,997	東北フォーラム実行委員会 会場費、コーヒー代
2. 事務費	4,360,000	1,438,042	△ 2,921,958	旅費内訳
事務委託費	900,000	900,000	0	常任理事会 1回
旅 費	3,200,000	253,370	△ 2,946,630	東北フォーラム実行委員会 1回
需 用 費	80,000	241,512	161,512	需用費 ホームページ年間経費
印刷製本費	60,000	0	△ 60,000	デスクトップPC
役 務 費	60,000	43,160	△ 16,840	PWライセンス
雑 費	60,000	0	△ 60,000	事務机、椅子 トナー代他
雑 費	60,000	0	△ 60,000	役務費 振込手数料、郵送費等
3. 事業費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
各種研修会助成金	1,000,000	0	△ 1,000,000	定時総会、各種研修会 中止
	0	0	0	
	0	0	0	
4. 予備費	628,000	0	△ 628,000	
予 備 費	628,000	0	△ 628,000	
支 出 合 計	6,488,000	1,464,045	△ 5,023,955	

収入合計	支出合計	次年度繰越額
5,683,214	— 1,464,045	4,219,169

## 監査報告書

令和2年度会計並びに事業について、関係書類、諸帳簿を照合審査したところ、適正かつ正確に処理されていることを認め、報告いたします。

令和 3年 5月 28 日

監事 尾留川 亨 

監事 白石 圭太郎 

東北地区知的障害者福祉協会

会長 井上 博 殿

## 第2号議案

令和 3年度 東北地区知的障害者福祉協会

事業計画（案）及び収支予算（案）について

— 提案理由 —

令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会事業計画（案）並びに収支予算の決定について、会則第20条第1項の規定に基づき提案します。

## 令和3年度東北地区知的障害者福祉協会事業計画（案）

### はじめに

新型コロナウイルス感染状況やワクチンの接種状況を確認しながらウェブ会議等を活用し各県の取り組みの連携と情報共有を行い、計画を推進したい。

### 重点項目

#### 1. 新型コロナウイルス対応

会員事業所において陽性者やクラスターが発生している。

障害のある利用者及び支援者へワクチンの優先接種はじめ各県の取り組みを共有して利用者・スタッフの安心安全の確保に努めたい。

#### 2. 権利擁護・意思決定支援の推進

支援者による虐待の報告が多く憂慮すべき事態である。特に従事者による虐待の防止と具体的な実践レベルでの意思決定支援の啓発と定着を推進したい。

#### 3. 政策提言

今年、国においては社会保障審議会障害者部会において障害者総合支援法の見直しが予定されている。必要な要望を取りまとめ日本協会と連携して対応して参りたい。地方主権の時代にあって多くの施策が県及び各市町村を中心に取られることが多くなっており、各県の情報交換を密にして障害のある人が地域で生活する基盤づくりの充実につなげたい。

#### 4. 研修の実施

東北地区の研修については施設長・管理者研修、専門研修、東北フォーラムと体系化されている。管理者のマネジメント力向上のための研修等を含め研修委員会で研修内容を検討し、魅力ある研修を実施し人材の確保・育成、情報の発信につなげたい。

#### 5. 災害協定の締結

東日本大震災から10年が経過し多くの災害が発生する中で東北地区協会としての災害協定の締結を実施したい。

## 令和 3年度 東北地区知的障害者福祉協会 会議・研修計画（案）

### ◇ 東北地区事業 ◇

事業名	開催期日	開催場所
《 研修会等 》		
施設長・管理者等連絡協議会 及び定時総会	令和 3 年 6 月 11 日（金）～ 日（ ）	宮城県： オンライン開催
専門研修会	令和 3 年 9 月 30 日（木）～ 1 日（金）	青森県： 青森市 ホテル青森（予定）
東北フォーラム2021inやまがた	令和 3 年 11 月 1 日（月）～ 2 日（火）	山形県： 山形市 山形テルサ（予定）
日中活動支援部会全国大会	令和 3 年 10 月 15 日（木）～ 31 日（日）	秋田県： オンライン開催
風水災害時の リスクマネジメントセミナー 「風水害に備えるBCP」	令和 3 年 6 月 29 日（火）～ 日（ ）	オンライン開催
《 理事会 》		
理事会	令和 3 年 6 月 1 日（火）	オンライン開催
理事会	令和 3 年 12 月 日（ ）	オンライン開催（予定）
理事会	令和 4 年 3 月 日（ ）	オンライン開催 状況により仙台市開催
《 種別部会代表者会議 》		
種別部会代表者会議	令和 年 月 日（ ）	中止
《 委員会 》		
政策委員会 3回（7月、11月、2月）	令和 3 年 月 日（ ）	オンライン開催 状況により仙台市開催
研修委員会 3回（7月、11月、2月）	令和 3 年 月 日（ ）	
人権倫理委員会 3回（7月、11月、2月）	令和 3 年 月 日（ ）	
災害対策委員会 3回（7月、11月、2月）	令和 3 年 月 日（ ）	
東北フォーラム実行委員会 4回 （6月、7月、8月、9月）	令和 3 年 月 日（ ）	

### 参 考

サポート協会東北ブロック会議	令和 3 年 10 月 14 日（木）	岩手県：
----------------	---------------------	------

### ◇ 全国事業 ◇

全国知的障害関係施設長等会議	令和3年9月中に実施予定	東京近郊： オンラインで検討中
全国知的障害福祉関係職員研修大会	令和 4 年 1 月 27 日（木）～ 28 日（金）	京都府： オンラインで検討中
全国会長・事務局長会議	令和 3 年 10 月 28 日（木）～ 29 日（金）	東京都： ホテルメルパルク東京
部会協議会		
全国障害児発達支援施設運営協議会	未 定	栃木県： オンラインで検討中
障害者支援施設部会全国大会	11月を予定	北海道： オンライン開催
日中活動支援部会全国大会	令和 3 年 10 月 15 日（火）～ 30 日（土）	秋田県： オンデマンド開催
全国生産活動・就労支援部会職員研修会	未 定	香川県： オンラインで検討中
地域支援セミナー	令和 元 年 月 日（ ）～ 日（ ）	千葉県：
相談支援・就労支援セミナー	未 定	東京近郊： オンラインで検討中
全国グループホーム等研修会	令和 3 年 8 月 20 日（金）～ 日（ ）	愛知県： オンライン開催
全国支援フタッフ委員会代表者会議		
リスクマネジャー養成研修会	未 定	東京都： オンライン開催

# 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会政策委員会活動計画（案）

## 1. 基本方針

知的障害福祉制度の充実に向けて具体的な検討と協会本部及び国へ提言を行う。東北地区として、障がい福祉事業所としてあるべき姿や課題に対して、事業種別やテーマごとに検討し、実績や課題を明確にしてゆく。

具体的には令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により生じた、諸課題の確認と検証を行い、障がいある人の望む暮らしの実現と各事業所の経営基盤の強化につながるよう、協会本部と協同して、国や地方に働きかける。

また、次期報酬改定に向けて障がいある人たちの「権利擁護」「社会生活支援の推進」「重度化高齢化への対応」「専門性の向上」の視点で、国への提言に向けた横断的かつ包括的な情報収集及び発信を行う。

## 2. 事業計画

（新型コロナ禍であるため、当面 Web 会議で各協議を行う）

(1)令和3年度報酬改定の下記の6つの柱に対しての課題集約と協会本部への提言

- ①障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- ②効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- ③医療的ケア児への支援などの障害児支援推進
- ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ⑤感染症や災害への対応力の強化
- ⑥障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等  
の見直し

(2)東北地区各県の障害福祉サービス事業での横断的事項や部会の意見や課題の集約

(3)集約のやり方として、地区会事業所の要望は各地区政策委員でまとめ、各部会の要望は各地区部会長がまとめ、東北の事務局に提出

(4)東北地区で各要望を取りまとめ、日本知的障害者福祉協会本部に送り、協会本部の政策委員会として各地区の要望をさらに検討し、厚労省と協議しながら、国へ要望書を提出してゆく。

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会 研修委員会活動計画（案）

今年度は、コロナウイルスの影響により延期された3研修会を、オンライン技術を活用した形で実施する。コロナ禍で集合研修からオンライン研修へ移行している中で、今後はコロナの終息も見据えながら集合研修との併用なども検討し取り入れていく。その際には、コロナウイルスの感染状況や感染対策に十分留意する。

また、今後起こりうる災害へ備え、BCP（事業継続）作成等リスクマネジメントについてのセミナーも適宜オンラインでの開催をしていく。

### （1）施設長・管理者等連絡協議会及び総会

【開催県】 宮城県

【開催場所】 オンライン開催

【開催日時】 2021年6月11日(金)

【1日目】

① 開会式

② 講演

講師 学校法人東北学院大学 常任理事 阿部 重樹 氏  
テーマ 「共生社会とノーマライゼーションの具現化」

③ 東北地区知的障害者福祉協会定時総会

### （2）専門研修会

【開催県】 青森県

【開催場所】 青森県青森市堤町 1-1-23

ホテル青森 オンライン開催（予定）

【日時】 2021年9月30日(木)～10月1日(金)

【1日目】

① 障害者の意思決定支援・権利擁護に関する研修

講師 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科  
准教授 竹之内 章代 氏  
～個別支援計画作成について～

【2日目】

グループワーク研修（演習）

\*詳細については、今後検討協議

### （3）東北フォーラム2021 in やまがた

【開催県】 山形県

- 【開催場所】 山形県山形市双葉町 1-2-3  
山形テルサ  
集合開催とオンライン開催の併用で検討
- 【日 時】 2021年11月1日（月）～2日（火）
- 【1日目】
- ◎ 分科会等 内容は実行委員会で検討していく
- 【2日目】
- ◎基調講演
  - ◎東北各県からの発表を継続

(4) 日中活動支援部会全国大会（秋田大会）

- 【開催場所】 <オンデマンド配信予定>
- 【日 時】 10/15～31
- 【プログラム】（予定）① 行政説明  
② 講演  
③ シンポジウム

(5) オンラインセミナー

- 【開催日】 令和3年6月29日（火）14：00～15：30
- 【テーマ】 風水災害時のリスクマネジメント
- ・風水害に備えるBCP（事業継続）を考える
  - ・風水災に備える火災保険加入のポイント
- 【講 師】 株式会社ジェイエイシー
- |               |         |
|---------------|---------|
| リスクマネジメント担当顧問 | 高橋 勝 氏  |
| 東北地区本部長       | 田中 雅彦 氏 |

# 福祉施設向け 2021年度オンラインセミナー (主催：東北地区知的障害者福祉協会)

開催日

2021年06月29日(火)14:00～15:30

※定員：先着500名

## お申込み方法

参加希望の方は、下記アドレスまたはQRコードからお申込みください。

- Zoomを使用したオンライン研修会です。
- 事前登録が必要です。
- 定員になり次第、締め切りさせていただきます。

<https://bit.ly/3xfmiTj>



テーマ

## 「風水災害時のリスクマネジメント」



### 1 部

#### 【風水害に備えるBCP(事業継続)を考える】

- ・ 風水災が及ぼす影響
- ・ 水害・土砂災害を考える
- ・ BCP策定のポイント

■講師

株式会社ジェイアイシー リスクマネジメント担当顧問  
高橋 勝 氏

### 2 部

#### 【風水災に備える火災保険加入のポイント】

- ・ 風水災のリスクと補償の選択
- ・ 風水災に備える火災保険の付け方
- ・ 建物の評価額と保険金額

■講師

株式会社ジェイアイシー 東北地区本部長  
田中 雅彦 氏

## 研修会に関するお問い合わせ

お問合せ窓口：各県担当支店または各施設の営業担当者(携帯)へご連絡ください。

株式会社 ジェイアイシー <https://www.jicgroup.co.jp>



青森県 / 青森支店 017-721-6460  
岩手県、秋田県 / 北東北支店 0120-224-738  
宮城県、山形県、福島県 / 南東北支店 0120-294-747

※営業時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

# 福祉施設向け 2021年度オンラインセミナー 「風水災害時のリスクマネジメント」

<ご準備いただくもの>



パソコン(orタブレット) または



スマートフォン

## お申込みフォームから受付登録をする

- ・ 表面のQRコードを読み取り、セミナーご案内ページへアクセスしお申込みフォームへ  
または
- ・ <https://bit.ly/3xfmiTj>にアクセスしお申込みフォームへ

## 必要事項のご入力

- ・ 以下のページが表示されましたら、必要事項をご入力の上「登録」ボタンを押してください。

セミナータイトルが  
記載されております。

2021年●月×日 00:00  
大阪、札幌、東京

f t in e

下にスクロール  
すると、  
記入欄が  
ございます。

## 開催日当日、参加用URLをクリック ※初めての方は、Zoomアプリのインストールをお願い致します。

- ・ 登録完了後、下記参加用URLのメールが届きます。
- 届かない場合は、お問い合わせ先【0120-294-747】までお問い合わせください。
- ・ 開始10分前からご入室が可能です。

日時：2021年●月×日 00:00 大阪、札幌、  
東京

PC、Mac、iPad、iPhone、Androidデバイスか  
ら参加できます。

ここをクリックして参加

注：このリンクは他の人と共有できません。  
あなた専用です。

※ご注意※

- ・ 参加用URLのメールが届きましたらご確認下さい。

# 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会

## 人権・倫理委員会事業計画(案)

### 1. はじめに

意思決定支援は知的障害者支援そのもの、あるいは人権擁護のための支援と言っても過言ではなく、人権が守られた不断の支援のベースとなるものである。以上の考え方を基に、東北知的障害者福祉協会の活動計画にもあるように、人権・倫理委員会の活動が中心となり、東北6県全ての施設の取り組みと連携して、具体的な取り組みにつなげていく方向で次の事業を計画する。

### 2. 事業内容

- (1) 当協会加盟事業所における人権倫理に関する組織化等を把握する。
  - ・加盟事業所における人権に関する委員会等の設置済事業所数を県協会単位で調査する。
  - ・未設置の事業所に対しては、未設置である理由等を調査する。
  - ・組織化のメリット等の実例を調査する。
  - ・調査の集計データを各県へ情報提供し組織化推進を図る。
  
- (2) 意思決定支援の理解を深める取組みの実態を把握する。
  - ・意思決定支援に関する研修を各県単位で計画実行する。他県の研修会の情報提供し、積極的な参加を促す。
  - ・県協会毎の意思決定支援に関する研修等の実施状況を把握する。  
「意思決定支援を学ぶためのワークブック」活用した研修会が実施されている県が増えるよう委員会で協力する。

## 令和3年度 災害対策委員会活動計画（案）

はじめに

新型コロナウイルス感染症の脅威は今も続いています。東北での感染者状況は、宮城県で一人目の感染者は昨年2月29日に、秋田県3月6日、福島県同7日、青森県同23日、山形県同31日、そして、岩手県では7月29日に確認されました。以降、行楽シーズンや年末年始、5月連休、年度切り換えのタイミングでの人の移動を要因に6県全てにおいて感染者数が認められるようになり現在に至っています。

ひとたび入り込んだウイルスの影響は計り知れません。対応に負われる人々の疲弊と見えないモノへの恐れ（ウイルス、人の心）は増していく。もはや災害です。

障がい福祉施設での感染報告もありました。日本協会発行の「さぽーと」昨年12月号の特集記事「新型コロナウイルス—支援現場で求められる対応—」の報告内容は教訓として対応策や予防策に反映して行く必要があります。

これまでの自然災害に加え、コロナウイルス感染症への対策強化にも、地区会として知恵を絞り合いながら対処していきたいものです。

### 1 東北地区災害対策協定締結に向けた協議について

#### (1) 目的

今後も起こり得る災害に備え、大規模災害が発生した場合に、東北各県協会との間において、円滑な相互支援がなされるよう必要な事項を定める。

#### (2) 内容

人的支援と支援物資の提供を基本に、現実的に対応可能な支援方策を検討する。

各県協会内での把握された被害状況を東北地区協会内で迅速に掌握できる仕組みを構築する。

#### (3) 今後の検討について

一昨年度実施した災害対策に関する調査について十分な集計がなされておりませんが、特筆すべきことは、①防災マニュアルや連絡体制等を整備していないとの回答が複数あること ②自家発電設備や備蓄について未整備との回答が複数あること ③「防災における取組で課題と感じていること」と「災害対策で学びたいこと」の2つ問いのどちらにも「職員の防災に関する知識や意識の向上」との回答が複数であったこと ④事業継続計画（BCP）に関する回答項目が分散された回答結果であったこと 以上の4点です。

理由や背景として考えられることは、①②事業種別や事業所機能により、整備・設置を必要としないという捉え ③事業所や生活空間の立地条件が危険区域でないことや比較的大きな災害等に遭うことなく経過してきていること、想定災害の指示システムが特定の担当者の判断に委ねられることから、職員個々の危機意識が高まっていないということもあるのかもしれませんが。

調査実施時期である令和2年2月から1年4ヶ月経過することから、各事業所での対策見直しが当時より進んだことが予想されます。殊、事業継続計画（BCP）については、今回のコロナ感染対策として計画立案が求められたことから、計画作成が相当進んだことも推測されます。いずれ、調査結果は会員事業所に報告させていただき、今後の災害対策の強化に向けた一助になればと考えております。

次に災害時における東北協会としての相互支援協定の締結についてです。

協定の締結は意義があることと捉えており、各県会長への調査に「東日本大震災を経験した地方として、東北地区としての相互支協定援は、早急に締結するの必要を感じます」とありました。各県協会内での醸成を図っていただき、各県協会との調整を図りながら進めてまいります。

## 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会収支予算書（案）

〔収入の部〕

(単位：千円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)	摘 要
1. 会 費	3,837	3,830	7	令和2年度会費実績
会 費	3,837	3,830	7	青森県 881,050 円
青森県	873	898	△ 25	岩手県 615,500 円
岩手県	616	615	1	秋田県 568,800 円
秋田県	568	555	13	宮城県 709,650 円
宮城県	706	686	20	山形県 509,550 円
山形県	504	514	△ 10	福島県 571,950 円
福島県	570	562	8	3,856,500 円
2. 助成金	320	1,220	△ 900	
日本知的障害者福祉協会	320	320	0	地区助成金20万円、 研修会助成金12万円 他
各県旅費助成金	0	900	△ 900	
3. 雑収入	1	1	0	
雑 収 入	1	1	0	
4. 繰越金	4,219	1,437	2,782	
前期繰越金	4,219	1,437	2,782	
収 入 合 計	8,377	6,488	1,889	

〔支出の部〕

(単位：千円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)	摘 要
1. 会議費	500	500	0	理事会・委員会等
会 議 費	500	500	0	会場費、昼食代、お茶代等
2. 事務費	4,250	4,360	△ 110	旅費内訳
事務委託費	900	900	0	理事会 2回
旅 費	2,500	3,200	△ 700	政策委員会 2回
需 用 費	600	80	520	研修委員会 2回
印刷製本費	60	60	0	人権倫理委員会 2回
役 務 費	60	60	0	種別代表者会議 0回
雑 費	130	60	70	災害対策委員会 2回
				その他旅費
				フォーラム実行委員会 2回
				需用費 ホームページ年間経費
				通信費、他消耗品費等
				Zoomライセンス代
				ノートPC代
				印刷代 会議資料印刷代
				役務費 振込手数料、郵送費等
				雑 費 令和元年度台風災害 義援金
3. 事業費	1,600	1,000	600	総会・施設長等研修 30万円
各種研修会助成金	1,600	1,000	600	専門研修会 60万円
				東北フォーラム 60万円
				日中活動支援部会全国大会 10万円
4. 予備費	2,027	628	1,399	
予 備 費	2,027	628	1,399	
支 出 合 計	8,377	6,488	1,889	

## 令和2年度 児童発達支援部会活動報告

副部会長 平野 浩

日本知的障害福祉協会・児童発達支援部会では、WEBにより令和2年度に4回の部会を開催しております。部会活動のおもだったものとして、「障害福祉サービスおよび令和3年度障害福祉サービス等報酬等改定にむけた要望書（7月：厚生労働省あて）」、「福祉型障害児入所施設の20歳以上の入所者への対応に関する要望書（9月：厚生労働省あて）」、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた要望書（11月：政策委員会あて）」を提出しております。また、2月末に「令和3年度サービス等報酬改定における障害児関係の主な改定内容」として厚生労働省担当官からの説明を受けております。

今回の要望に対する新たな報酬改定等の評価については、これからの部会で検討していくこととなります。

なお、各種研修会・セミナー等は新型コロナの感染拡大が懸念される状況から中止または次年度への延期をしております。

## 令和2年度 障害者支援施設部会活動報告

部会長 志賀 道子

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、自粛や規制となって障害者支援施設部会の活動は全くできませんでした。貴重な情報交換の場が設けられず部会としては日々利用者の支援にコロナ感染がおこらないようにと、「うつらない、うつさない」を目標に予防に徹しました。東北地区という小さくくりの中では感染者もいたようですが、千葉県や高知県、大阪府のように感染が拡大して、ソーニングや感染した利用者の入院、職員の応援体制などに骨折ったとは聞いていませんので、ほっとしているところでもあります。振り返るといつもより施設の中にいることが多く、利用者や職員とのかかわりができる良い機会だったと思うことで、コロナ禍でも入所施設の24時間365日感染しても事業を休むことができないつらさもいい体験だったと感じています。

日本知的障害者福祉協会の障害者支援施設部会は、ウェブ会議で実施し、コロナ感染の情報や各地区の活動の情報を共有しました。また、令和3年度からの報酬改定に向け、障害者支援施設としての要望や意思統一を行いました。愛護ニュースや福祉協会だよりで共有されたと思いますが、今後はできるだけ情報の共有に努め、東北地区の事務局を通して発信していきます。

コロナの関連では、いまだに短期入所事業を中止しているところや利用者の外出活動や面会、施設行事、帰省を自粛しているところがあるようで、利用者に不安な毎日を過ごす結果になってしまいましたこと大変心苦しい限りです。

令和3年度の報酬改定に伴い、障害者支援施設としては、重度障害者支援加算の見直しや口腔衛生管理体制加算、経口維持加算等、条件に縛りがありすぎる内容が多く、加算で得た収入と配属する人への経費を考えた場合、どのような結果になるのかを考えると簡単に飛びつくのは難しいと感じています。

令和2年 6月 2日（水）部会地区代表者会議（Web会議）

令和2年 9月9日（木）部会地区代表者会議（Web会議）

令和2年12月 7日（火）部会地区代表者会議（Web会議）

令和3年 2月11日（金）部会地区代表者会議（Web会議）

令和3年 3月 4日（金）令和1年度 部会協議会（Web会議）

に参加して感じたことは、入所施設には他の種別部会にはない強みと悩みがあることを共有して利用者の生活を擁護する義務があるということです。

職員全国大会（京都）は、ウェブによる開催の予定です。

障害者支援施設部会全国大会（北海道）については、検討中です。

コロナワクチン予防接種も市町村でバラバラですが、実施されるようになったという情報をもらいました。終息も期待されていることと思います。皆さんと対面で情報共有できる日を心よりお待ちしております。

# 令和2年度 日中活動支援部会 活動報告

部会長 岡崎 立郎

## 1. 令和2年度活動報告

- ① 東北日中活動支援部会として新型コロナウイルス感染拡大により活動しておりません
- ② 2021 全国日中活動支援部会秋田大会に向けて秋田県事務局の方との開催準備

日中活動支援部会 全国ブロック委員会議 (オンラインにて全4回開催)

6/3 第1回 部会会議

議題：令和元年度活動報告・活動計画

10/14 第2回 部会会議

議題：日中活動の在り方・新型コロナ禍における日中活動

12/4 第3回 部会会議

議題：報酬改定検討・秋田大会・社会参加に係る評価項目と評価尺度

2/8 第4回 部会会議

議題：報酬改定意見・秋田大会・社会参加に係る評価項目と評価尺度  
実態調査まとめ

部会協議会 (オンラインにて開催)

3/4 部会協議会

協会活動報告・令和3年度報酬改定・厚労省と各部会長の意見交換

## 2. 令和3年度活動計画 (全国ブロック委員活動に準ずる)

- 10/15~31 日中活動支援部会秋田大会 <オンデマンド配信予定>

大会プログラム(予定)

- ① 行政説明
- ② 講演
- ③ シンポジウム

- 【利用者の社会参加に係る評価項目と評価尺度について】

評価項目や設問の内容検討

- 全国知的障害児者施設・事業実態調査項目の検討と考察及びまとめ

\*10月、全国日中活動支援部会秋田大会、オンライン開催になりますが魅力ある内容にしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また「障がいある方の社会参加を考える」シンポジストも募集しております！！

様々な社会参加の形を皆さんで討論してみませんか？

興味ある方は、日中活動支援部会 部会長 福島県 岡崎までご連絡ください。

## 令和2年度 生産活動・就労支援部会 事業報告

部会長 今村 健

○報酬改定までの協議内容について(障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会と合わせて)

平成 30 年当初より予算が連続で上昇していることを受けて、限られた予算内で配分する際のポイントとして、支援の質を問う内容が各事業ともに盛り込まれているが、三年間を通して以下のような要望を通して部会委員と厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援係と協議を進めてきている。

- 就労継続支援 B 型事業では、働きたいというニーズの実現と経済活動を通じた障害がある人の社会参加のために、障害が重い人たちも広く受入れている。
- 前回の平均工賃月額を基準とする報酬改定によって、利用者ニーズより経営面を優先して、短絡的に生活介護事業に移行することなどが懸念されるため、平均工賃月額だけでなくサービスの質も併せて評価される基準を設けていただきたい。
- 就労継続支援 A 型において、仕事内容が市場で評価される商品等の製造を通して、誇りを持って仕事を継続できるような環境づくり等の取組み状況の違いについても示す必要があるのではないか。
- 支援内容について、合理的配慮も基にした数量化できない支援を社会福祉法人がいかに行っているかを示す必要があるのではないか。数量化できない評価の部分については具体的な実践事例を通じて、営利事業者との違いを明確にする必要があるのではないか。
- 就労定着支援については、一般就労して収入を得て所得が高い方については、利用契約で自己負担が発生する場合があります、支援を受けることを避ける方が出るなど、真に必要な方に支援が届かないことが懸念される。円滑な利用に向けた措置を講じる必要がある。
- 支援の対象者についての制限はなくすべきである。特に特別支援学校した後、直ちに一般就労をした方については、障害者就業・生活支援センターにおいて支援をすることになっているが、登録をしていない場合や障害者就業・生活支援センターだけでは対応しきれない現状にあることから就労定着支援の対象に加えるべきである。など

○報酬改定後の残った課題や新たな課題、今後の活動や議論の方向性について

次の報酬改定に向けて、現時点で感じられる課題は以下のような点が挙げられている。(一部抜粋)

- 就労継続支援 A 型事業の果たす役割、B 型事業の果たす役割が曖昧になりつつある。それぞれの事業の本来の役割や目的を見直し、整理する必要がある。
- 就労移行支援事業所の減少は、就職によって退所した利用者の減員を新規利用者の受け入れによって補充が出来ていないことが要因とも捉えている。様々な事業からも一般就労が可能となっていることも含め、制度や仕組みの見直しが必要と考える。
- 特別支援学校の卒業と同時に就職した場合、就労定着支援事業が利用できないことから、十分なフォローアップができない。利用対象者の見直しが必要と考える。
- 特別支援学校卒業生などが、18 歳で就労への進路を選択し自立生活に向けてグループホーム等での生活を希望されても、20 歳までの間は年金等の収入がないことなどから経済的に困難な状況などもある。様々な年代の就労と自立生活を支えるセーフティネット制度の構築が必要と考える。
- 特別支援学校高等部在学中の就労アセスメントの活用と対象者の拡大について検討の必要がある。などがあげられ、今後はより一層の障害者雇用・福祉施策の連携強化 を基にした方向性が検討される。

## 令和2年度 地域支援部会活動報告

部会長 沼山 聡

### ◎東北地区

○理事会 11月26日(木) zoomにて

### ◎全国

#### ○地域支援部会

2年6月3日、2年10月5日、2年11月20日、3年1月19日(欠席)

中央情勢報告、次期報酬改定、実態調査、GH全国大会、地域支援セミナー等について  
googlemeetにて実施

10月11月の部会では厚生労働省の補佐官にもご参加いただき、直接要望や確認等を行った。

#### ○GH全国大会について

2020年度の全国大会は2021年度へ延期。オンラインでの開催を行うことを決定。

2021年6月頃の申込書等の発送を予定。

#### ○地域支援セミナーについて

年々参加人数が減少しているため、今後のあり方について検討。2020年度は中止。

#### ○部会協議会

令和3年3月4日(木) zoom ウェビナー

##### ★報酬改定に関して

- ・重度障害者支援加算の対象者拡大 区分6→区分4へ
- ・夜間支援等体制加算の夜勤職員の加配

##### ★提案・質問(赤字は回答)

- ・重度高齢化に向け中長期的に考え直していかなければならない。加算という考え方ではなくンプルにしてほしい。  
→GHのあり方地域生活を支える各種施策についてしっかりと検討していくタイミングではないかと考えている。
- ・「個別」という考え方を 行動関連項目点数10点以上で一律ではなく、点数によって段階を  
→点数に応じて加算をという話に関しては今後の課題に。今回は第一歩。
- ・GHが訓練等給付なのはなぜか。本人が必要とすれば支援区分調査ができるとなっているがなかなかそこまで行っていない。
- ・医療連携体制加算について  
通院や入院時付き添い 現場の中ではボランティアでやっている状態。病院では障害の重い方や高齢の方は付き添いが条件じゃないとなかなか入院できないというのが現状。医療連携を利用して付き添いとかができないか？  
→入院の付き添いを求めるということは禁止されている。そこに付き添いのための評価をするということは考えにくい。

## 令和2年度 相談支援部会活動報告

部会長 石川悦郎

1. 令和3年度障害者福祉サービス等報酬改定までの経緯として  
障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について意見やそれらの背景などを整理してみました。
  - ① 相談支援の経営内容においては、平成30年度決算が29年度に比べて△2%となったこと。  
報酬が特定事業者加算や他の複数の加算を組み合わせる仕組みになったものの、特定事業所加算を取得していない事業所では約7割が未取得であること。  
また、特定事業所加算を取得できない理由として、「加算の要件を満たすことが難しい」が約8割にも及んでいること。今後も特定事業所加算を得ることが難しいとしている事業所が6割近くあるのが実態調査で回答されています。
  - ② 相談事業所の体制面では、特定事業所の高い報酬区分となる主任の設置がありますが、各県が行う主任相談支援専門員研修が進んでいないこと。  
地域生活支援拠点事業の中核を担うとされている相談支援において、緊急時の受入、対応が困難としているのが約7割、専門的な人材の確保、養成は5割強が困難としています。  
また、相談機能の中で24時間体制、緊急時に備えた受け入れ先の確保が困難なケースが25%、社会資源の確保（グループホームや短期入所）が困難とあるのは41%にもなっています。  
以上これらの実態や状況をとらえて政策要望を行い、今回の報酬改定にかなり反映されたものになっております。
2. これからの障害者福祉サービスの在り方として、  
複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会に向けた地域生活支援拠点の充実・強化。  
基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることができる相談支援事業の安定運営に向けた報酬の検討を進めていくこととされています。
3. 3年後に向けた報酬改定の議論の中で期待すること  
雇用と福祉の連携強化についてどう考えるかで、障害者就業・生活支援センターの在り方を見直す内容となるのかわかりませんが、障害者の法定雇用率が年々引き上げられ地域の一般就労者が増加する中で、これまでの就労継続支援事業を利用する方が減少傾向にあり、そこでの訓練や就労体験のないまま一般就労することで職場定着が課題となっております。就業生活支援センターの就職活動はハローワークが直営で行うべき時期に来ており、就労移行支援事業のメニューの充実、支援スタッフの専門性の強化を図ることで、中ポツセンターを廃止して、雇用と福祉の連携を図る方向性を検討課題にしていきたいと思います。  
これまでの中ポツセンターの役割を就労継続支援事業で行うためには、一般就労に向けた職業訓練の機能を担うこと、工賃達成を目指し、その仕事量の安定確保のために優先調達法による官公庁からの確実な受注を求めることが大事でないでしょうか。  
雇用と福祉の連携を議論する中で、就労支援事業所が受注した官公需発注額を最低賃金で割り戻し、その人工を役所の雇用率に換算してみなし雇用とすることで役所の障害者雇用の軽減となり、就労事業所の安定受注にもつなげることができます。

東北地区知的障害者福祉協会

令和3年度 役員名簿

各県代表&事務局	氏名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
青森県知的障害者福祉協会	会長 幸養苑	030-0922	青森市大字泉野字野脇46-61	017-737-3388	017-737-3369
	事務局 (青森県社会福祉協議会)	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391	017-723-1394
岩手県知的障害者福祉協会	会長 地域生活支援センターしおん	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林1254-7	0198-45-2714	0198-45-6861
	事務局 (岩手県社会福祉協議会)	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	019-637-2700	019-637-4255
秋田県知的障害者福祉協会	会長 虹のいえ	018-3204	山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1	0185-79-1234	0185-79-1271
	事務局 (秋田県社会福祉協議会)	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2715	018-864-2877
宮城県知的障害者福祉協会	会長 ほっとさわべ1	989-5173	栗原市金成梨崎道の上7-1	0228-24-7499	0228-42-3433
	事務局 (宮城県障害者福祉センター)	983-0836	仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号	022-293-4005	022-293-4010
山形県知的障害者福祉協会	会長 地域生活支援センター心音	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-664-2117	023-664-2118
	事務局 (山形県社会福祉事業団)	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-664-0256	023-616-5325
福島県知的障害者福祉協会	会長 あかまつ荘	967-0001	南会津郡南会津町長野字上の山3417-2	0241-62-5088	0241-62-5089
	事務局 (福島県社会福祉事業団)	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉 字上野原5番地3	0248-25-3020	0248-25-7673
東北地区知的障害者福祉協会	事務局 (社福) 愛泉会	990-0033	山形県山形市諏訪町一丁目2番7号	023-674-8652	023-674-8653
東北地区理事	県名 施設名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
会長	山形県 地域生活支援センター心音	990-0033	山形市諏訪町一丁目2番7号	023-664-2117	023-664-2118
副会長	秋田県 虹のいえ	018-3204	山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1	0185-79-1234	0185-79-1271
副会長	宮城県 ほっとさわべ1	989-5173	栗原市金成梨崎道の上7-1	0228-24-7499	0228-42-3433
常任理事	青森県 幸養苑	030-0922	青森市大字泉野字野脇46-61	017-737-3388	017-737-3369
常任理事	岩手県 地域生活支援センターしおん	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林1254-7	0198-45-2714	0198-45-6861
常任理事	福島県 あかまつ荘	967-0001	南会津郡南会津町長野字上の山3417-2	0241-62-5088	0241-62-5089
理事 (児童発達支援部会)	福島県 あるく	961-8031	西白河郡西郷村大字米字上畑20	0248-21-6055	0248-21-6008
理事 (障害者支援施設部会)	福島県 はまなす荘	970-8002	いわき市平中平窪字二堂田2	0246-23-8711	0246-23-8712
理事 (日中活動支援部会)	福島県 新おおぞらの夢	960-0112	福島市南矢野目字桜内前6-9	024-557-2804	024-557-0149
理事 (生産活動・就労支援部会)	青森県 月見野作業所	030-0954	青森市駒込字月見野916-1	017-742-3004	017-742-3002
理事 (地域支援部会)	青森県 地域生活支援センターのぞみ	031-0833	八戸市大字大久保字大山22-10	0178-33-1566	0178-33-2005
理事 (相談支援部会)	秋田県 相談支援事業所あいなび	019-1404	仙北郡美郷町六郷字馬場95-5	0187-84-1208	
理事 (支援スタッフ部会)	岩手県 ルンビニ一苑	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林1254-9	0198-45-2706	0198-45-6733
監事	秋田県 水林新生園	015-0885	由利本荘市水林457-5	0184-23-3575	0184-23-3821
監事	宮城県 すていじ仙台	981-3203	仙台市泉区高森7-1-4	022-777-3688	022-777-3267

# 令和3年度 東北地区知的障害者福祉協会 委員会名簿

委員長：古川 彰彦 委員

## 政策委員会

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	菊池 健 弥	放課後等デイステーションEarth	理事長	〒036-8255 弘前市大字若葉2-7-1	0172-55-9642	0172-55-9643	青森県協会副会長
岩手県	岡崎 俊 彦	となんかナン事業所	事業所長	〒020-0836 盛岡市津志田西2-16-91	019-681-3004	019-637-2601	岩手県協会副会長
秋田県	清水 勇 蔵	合川新生園	施設長	〒018-4203 北秋田市木戸石字オノ神沢35-35	0186-78-3191	0186-78-3199	秋田県協会理事
宮城県	奥田 妙 子	幸泉学園	施設長	〒981-3131 仙台市泉区七北田字道27	022-375-2675	022-375-2676	宮城県協会監事
山形県	村上 実	児童デイサービス月のひかり	所長	〒990-2331 山形市飯田西4-3-2	023-665-5385	023-665-5387	山形県協会政策委員長
福島県	深谷 健	地域生活サポートセンターきらり	施設長	〒961-0011 白河市久田野前田52-1	0248-21-1331	0248-21-1332	福島県政策委員長
日本協会 政策委員	古川 彰 彦	父の夢	施設長	〒960-8164 福島市八木田字並柳41-3	024-545-8058	024-545-1128	

## 研修委員会

委員長：深瀬 朋史 委員

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	今村 健	月見野作業所	所長	〒030-0954 青森市駒込月見野916-1	017-742-3004	017-742-3002	青森県協会理事
岩手県	鷹嘴 武 寿	けやき学園	施設長	〒028-3308 紫波郡紫波町平沢字境田44-1	019-672-1266	019-672-1267	岩手県協会副会長
秋田県	深瀬 朋 史	サンワークの家	管理者	〒019-1404 仙北郡美郷町六郷字熊野213-1	0187-73-6177		秋田県協会理事
宮城県	伊藤 公 善	わ・は・わ美里	施設長	〒987-0015 遠田郡美里町青生字中の橋173	0229-29-9987	0229-29-9136	宮城県 生産活動・就部会長
山形県	鈴木 一 成	山形県総合ココロニ希望が丘	所長	〒999-0134 東置賜郡川西町大字下小松2045-20	0238-42-4161	0238-46-4343	山形県協会副会長
福島県	桑澤 恵美子	桜が丘学園	施設長	〒963-7855 石川郡石川町猫崎359-1	0247-26-2003	0247-26-0766	福島県研修委員長

## 人権倫理委員会

委員長：品川 寿仁 委員

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
青森県	黒川 雅 美	こぶし園	総合管理者	〒030-0124 青森市大字田茂木野字阿部野114-5	017-738-3100	017-738-3324	青森県協会副会長
岩手県	五十嵐 純 子	あっとほろむlifeみやこ	所長	〒027-0096 宮古市大字崎跡ヶ崎4-1-11 自立生活支援センターウイリー	0193-64-7855	0193-64-7879	岩手県協会副会長
秋田県	菅尾 修	後三年鳩声の里	施設長	〒019-1234 仙北郡美郷町飯詰字東西法寺258	0187-83-2035	0187-86-8886	秋田県協会副会長
宮城県	大森 道 宏	かなん	施設長	〒987-1102 石巻市和刈字渡入前1-1	0225-86-3360	0225-86-3361	宮城県協会副会長
山形県	高野 光 輝	清流園	課 長	〒999-6402 最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山3718	0233-72-3655	0233-72-3573	山形県協会 人権・倫理委員長
福島県	品川 寿 仁	あさかあずなろ荘	施設長	〒963-0103 郡山市安積町大森町70-1	024-947-7575	024-967-7576	福島県協会 人権・倫理委員長

## 災害対策委員会

委員長：鷹嘴 武寿 岩手県会長

県名	氏名	事業所名	職名	住所	TEL	FAX	備考
岩手県	鷹嘴 武 寿	けやき学園	施設長	〒028-3308 紫波郡紫波町平沢字境田44-1	019-672-1266	019-672-1267	岩手県副会長

※ 災害対策委員会は、常任理事会の中で行う。

東北フォーラム2021 inやまがた 実行委員会名簿

県名	氏名	法人名 事業所名	職名	住所	TEL	FAX
青森県	風晴 めぐみ	社会福祉法人桐紫会 こぶしの家	支援員	〒030-0124 青森市田茂木野字阿部野114-5	017-738-9771	017-738-3324
岩手県	大木 音緒	岩手県社会福祉事業団 みだけ学園	生活支援員	〒020-0633 滝沢市穴口203-4	019-641-0205	019-641-7460
秋田県	佐々木 和公	社会福祉法人水交会 しみず	施設長補佐	〒014-0204 大仙市清水字館越79-2	0187-56-2833	0187-56-2833
宮城県	高杉 和豊	社会福祉法人つどいの家 つどいの家 コペル	サービス 管理責任者	〒984-0838 仙台市若林区上飯田1-17-58	022-781-1571	022-781-1573
山形県	高橋 光平	山形県社会福祉事業団 グループホームまんでん	主査	〒999-0121 東置賜郡川西町上小松1813	0238-27-7213	0238-27-7213
福島県	渡邊 龍男	社会福祉法人安積愛育園 地域生活サポートセンター Passo	生活支援員	〒963-0102 郡山市安積町笹川字四角担54-3	024-937-0201	024-947-5115

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東北地区知的障害者福祉協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北各県に所在する知的障害児者等の施設及び事業所(以下「施設等」という。)の健全な発展と円滑な運営及び東北各県の知的障害者福祉協会等(以下「各県協会」という)相互の緊密な連携を目指すとともに、施設及び事業所を利用する知的障害児者等(以下「利用者」という。)の福祉の向上並びに施設及び事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の親睦と資質の向上及び福利の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 施設等の管理運営に関する調査研究等に関すること
- (2) 利用者の福祉及び支援の向上に関する調査研究等に関すること
- (3) 各種会議及び研修会等の開催に関すること
- (4) 職員の福利厚生及び親睦に関すること
- (5) その他本会の目的達成のために必要なこと

(事務局)

第4条 本会の事務局を本会会長(以下「会長」という。)の所属する施設等に置く。

ただし、会長の所属する施設等以外に事務局を設置すること、又は事務局を他の機関等に委託できるものとする。

2 本会の事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、東北各県に所在する社会福祉法人、公益法人、国及び地方公共団体等が経営する知的障害児者を主たる対象とした施設等及び別表1に掲げる事業を行う事業所等をもって会員とする。

(会員の責務)

第6条 本会の会員は、次に掲げる責務を負う。

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(1) 第30条に定める会費（以下「会費」という。）を納入すること

(2) 第3条に定める事業に参加すること

2 会員の事業内容等に変更等が生じたときは、速やかに各県協会へ報告し、各県協会は、遅滞なく本会事務局へ報告するものとする。

### （入会）

第7条 本会へ入会を希望する施設等は、「東北地区知的障害者福祉協会加入申込書」により各県協会へ加入を申し込むものとし、各県協会は遅滞なく本会事務局へ報告を行なうものとする。

### （退会）

第8条 本会を退会する者は、各県協会へ「東北地区知的障害者福祉協会退会届」を提出するものとし、各県協会は遅滞なく本会事務局へ報告するものとする。

### （会員資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合は、会員資格を失うものとする。

(1) 前条に定める退会をしたとき

(2) 第5条に規定する会員の要件をなくしたとき

(3) 会費を納入せず、督促後3ヵ月以上納入しないとき

(4) 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったと理事会で認められたとき

2 前項第1号から第3号までに掲げる理由による場合は、

退会後に開催される理事会において報告しその承認を得るものとする。

3 第1項第4号に掲げる理由による場合は、その行為を為したとされる施設等は理事会において弁明を行うことが出来るものとし、理事会において、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったと認めるときは、出席者の3分の2の同意をもって会員資格を失うものとする。

### （会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が第8条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既に納入した会費は返還しない。

## 第3章 役員

### （役員の種類）

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

第11条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 7名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は、常任理事会において、常任理事の互選により選任し、総会で承認を受けるものとする。

- 2 常任理事は、各県協会長を充てる。
- 3 理事は、第28条で定める各部会長を充てる。
- 4 監事は、理事会で選任し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、本会の運営及び事業の実施にあたる。
- 4 理事は、本会の運営及び事業の実施にあたる。
- 5 監事は、本会の会計及び運営並びに事業について監査（以下「会計等の監査」という。）し、必要に応じて理事会その他の会議に出席し助言を行うとともに、総会に出席し監査の報告を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本会に次の会議を置く。

- (1) 定期総会（臨時総会を含む）
- (2) 施設長連絡会
- (3) 常任理事会

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

- (4) 理事会
- (5) 種別代表者会議
- (6) 部会
- (7) 委員会

### (会議の招集)

第16条 総会、施設長連絡会、常任理事会、理事会、種別代表者会議及び委員会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

### (会議の議長)

第17条 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

2 施設長連絡会、常任理事会、理事会及び種別代表者会議における第26条に規定する全体会の議長は、会長が行う。

3 部会の議長は、部会長が行う。

4 委員会の議長は、委員長が行う。

### (議決)

第18条 会議の議決は、特別に定められた事項を除き、出席者（監事を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 本会の解散については、会員の4分の3の賛成をもって決する。その決定の方法は、総会において別に定める。

### (総会)

第19条 総会は、本会の最高議決機関として、第5条に規定する会員をもって構成し、会員施設等に所属する施設長等の職員の出席を得て開催するものとする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は、毎年6月に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

5 総会を招集するときは、会員に対し、付議すべき議題、日時及び場所を示して会議の1ヵ月前までに通知しなければならない。

### (総会の議事)

第20条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画並びに予算に関する事項
- (2) 事業報告並びに決算に関する事項

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなす。

2 前項の委任状の取りまとめは各県協会で行い、事務局へ報告する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

(施設長連絡会)

第23条 施設長連絡会は、施設長等をもって構成する。

2 施設長等が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する施設等の職員が代理により出席できるものとする。

3 施設長連絡会は、次に掲げる事項の協議等を行う。

(1) 本会の運営及び重要事項の協議

(2) 施設等の運営等に関する協議及び説明等

4 施設長連絡会は、必要に応じ開催するものとする。

5 施設長連絡会は、総会をもって充てることのできるものとする。

(常任理事会)

第24条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

2 会長、副会長及び常任理事が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する県協会の副会長等が代理により出席できるものとする。

3 常任理事会は、第1項に掲げる者の過半数（前項の代理出席者を含む）の出席をもって成立する。

4 常任理事会は、次に掲げる事項の審議等を行う。

(1) 会長及び副会長の互選

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

(2) 本会の運営及び事業等に関し特に重要な事項の審議及び決定等

- 5 常任理事会においては、第1項に掲げる構成員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。

(理事会)

第25条 理事会は、役員をもって構成する。

- 2 会長、副会長、常任理事が事故あるとき、又は欠けたときは、その所属する県協会の副会長等が代理により出席できるものとする。
- 3 理事が事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長等が代理により出席できるものとする。
- 4 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事の過半数（第2項及び前項の代理出席者を含む）をもって成立する。
- 5 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 監事の選任
  - (2) 総会付議議案の審議
  - (3) 第9条に規定する会員資格の喪失に関する承認又は同意
  - (4) 本会の運営及び事業等に関し重要な事項の審議及び決定等
- 6 理事会においては、役員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。

(種別代表者会議)

第26条 種別代表者会議は、全体会及び常任理事会並びに各部会により構成される。

- 2 種別代表者会議は、会長、副会長及び常任理事（第25条第3項の代理出席者を含む）、及び次条に規定する各部会に係る各県協会の代表者（以下「各県部会長等」という。）をもって構成する。
- 3 種別代表者会議は、毎年5月に開催するほか、必要に応じ開催するものとする。
- 4 種別代表者会議は、第3条に掲げる事業を円滑に実施するために次に掲げる事項に関する検討協議及び決定を行うとともに、必要に応じ事業を行うことができる。
- (1) 施設及び事業所における課題及び提言に関する事項
  - (2) 施設及び事業所に関する情報の交換
  - (3) 第3条に掲げる事業に関する研究及び調査
  - (4) その他本会の運営に関する事項
  - (5) 第1号から前号までの各事項に係る年間計画の協議立案等

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

### (部会)

第27条 前条第4項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に行うため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 児童発達支援部会
- (2) 障害者支援施設部会
- (3) 日中活動支援部会
- (4) 生産活動・就労支援部会
- (5) 地域支援部会
- (6) 相談支援部会
- (7) 支援スタッフ部会

2 部会は、必要に応じ開催するものとする。

3 必要に応じ、総会に諮り第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

### (部会長及び副部会長)

第28条 部会に部会長及び副部会長（以下「部会長等」という。）を置く。

2 部会長等は、各県部会長等の互選とする。

3 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の部会長及び副部会長の任期は前任者の残任期間とする。

5 部会長及び副部会長は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

6 部会長は、部会を総括する。

7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

### (委員会)

第29条 本会に第2条に掲げる目的を達成し、第3条に掲げる事業について検討するために、次に掲げる委員会を設置する。

- (1) 政策委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 人権・倫理委員会

2 委員会は、政策及び研修計画等の検討立案を行うほか、理事会又は会長から諮問された事項に関し研究立案を行い、理事会又は会長に提言若しくは報告を行うものとする。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は各県協会から推薦された者をもって構成し、委員長及び副委員長各1名を会長が指名する。

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

- 4 委員長は、委員会の議長を行うほか委員会を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また補欠の委員の任期はその残任期間とする。
- 7 第1項に掲げる委員会以外にも、必要に応じ会長が理事会に諮り、委員会を設置することができる。
- 8 委員会においては、委員のほか必要に応じ施設等に所属する職員その他の関係者又は課題等に精通する学識経験者等の出席を求め、意見の聴取等を行うことができるものとする。
- 9 委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 10 委員会の解散または廃止については、会長が理事会に諮り、決めることができる。

## 第5章 会 計

### (経費)

第30条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年額とし、次の方法により決定する。

- (1) 施設及び事業所を単位とし、その定員に150円を乗じた額とする。
- (2) グループホームは前号に準じる。
- (3) 相談事業所、居宅介護事業所等の地域支援を行っている事業所等は、1事業所あたり2,000円とする。

### (事業年度及び会計年度)

第31条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日で始まり、翌年3月31日で終わる。

### (決算)

32条 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を得るものとする。

### (会計監査)

第33条 本会の収支決算その他の会計事務及び運営並びに事業に関し監事の監査を受け、総会においてその状況及び監事の意見について報告を受けるものとする。

2 監事は、会計等の監査を随時行うことができるものとする。

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

(特別会計)

第34条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

## 第6章 委 任

(委任)

第35条 この会則の他、本会運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附則

- 1 本会則は、昭和46年11月12日から施行する。
- 2 本会則は、昭和57年4月1日から改正施行する。
- 3 本会則は、昭和61年6月21日に改正し、昭和61年4月1日から施行する。
- 4 本会則は、昭和62年4月1日から改正施行する。
- 5 本会則は、平成2年4月1日から改正施行する。
- 6 本会則は、平成5年4月1日から改正施行する。
- 7 本会則は、平成6年6月18日に改正し、平成6年4月1日から施行する。
- 8 本会則は、平成10年6月25日に改正し、平成10年4月1日から施行する。
- 9 本会則は、平成12年6月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 10 本会則は、平成13年6月15日に改正し、平成13年4月1日から施行する。
- 11 本会則は、平成16年6月25日に改正し、平成16年4月1日から施行する。
- 12 本会則は、平成17年6月21日に改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 13 本会則は、平成18年6月29日に改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 14 本会則は、平成24年6月15日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 15 本会則は、平成26年6月27日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 16 この会則は、平成27年6月11日に改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 17 本会則は、平成28年6月2日に改正し、平成28年6月2日から施行する。

(経過規定)

平成28年3月31日現在会員である施設等については、第7条の規定に関わらず、「東北地区知的障害者福祉協会入会届」を提出したものとみなす。

## 東北地区知的障害者福祉協会会則

別表1 会員となる施設等及び事業を行う施設等並びに所属部会

<p>(1) 児童発達支援部会            障害児入所支援(医療型・福祉型)            児童発達支援センター(医療型・福祉型)            児童発達支援事業            放課後等デイサービス            保育所等訪問支援</p>
<p>(2) 障害者支援施設部会            障害者支援施設</p>
<p>(3) 日中活動支援部会            生活介護            療養介護            自立訓練            地域活動支援センター</p>
<p>(4) 生産活動・就労支援部会            就労継続支援B型            就労継続支援A型            就労移行支援</p>
<p>(5) 地域支援部会            共同生活援助            自立訓練(宿泊型)            福祉ホーム            居宅介護            重度訪問介護            行動援護            移動支援</p>
<p>(6) 相談支援部会            相談支援事業            就労・生活支援センター            重度障害者包括支援</p>
<p>(7) 支援スタッフ部会</p>

※1 会員は、指定事業所単位とする。

2 療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

様式 1

(〇〇県知的障害者福祉協会長)  
東北地区知的障害者福祉協会長

(〇〇県知的障害者福祉協会加入申込書兼)  
東北地区知的障害者福祉協会加入申込書

(〇〇県知的障害者福祉協会)

当施設（事業所）は、貴協会会則等を順守の上、東北地区知的障害者福祉協会に加入を申し込みます。

平成 年 月 日  
 施設・事業所名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 施設長等代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先Tel( ) \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

法人種類	社会福祉法人 NPO法人 [ ]			
法人名				
法人代表者氏名	職名 氏名			
法人所在地	〒 -			
施設・ 事業所等 概要	施設・事業所形態			
	障害福祉サービス 種類	定員 等	障害福祉サービ ス種類	定員 等
	①		②	
	③		④	
	⑤		⑥	
希望部会	知 的障害者福祉 協会) 部会	部会	部会	
備考				

# 東北地区知的障害者福祉協会会則

様式2

(〇〇県知的障害者福祉協会長)  
東北地区知的障害者福祉協会長

(〇〇県知的障害者協会脱会届兼)  
東北地区知的障害者福祉協会脱会届

(〇〇県知的障害者福祉協会)  
当施設(事業所)は、下記理由により、東北地区知的障害者福祉協会を脱会します。

平成 年 月 日  
施設・事業所名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
施設長等代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先TEL( ) \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

[脱会の理由]
